

▼コラム

わかり易い土木 第10回 防災の話
水害時の避難情報と警戒レベル



シビルNPO 連携プラットフォーム サポーター
土木学会/シビルNPO 推進小委員会 委員
(株)エイト日本技術開発 都市環境部門 都市防災担当
三村 昇

●災害時の情報

近年では、毎年のように大規模な洪水や土砂災害などが発生しています。その度に、避難指示などの避難を促す情報や災害発生の危険性を伝える情報、最近では警戒レベルなど、多くの情報が発信されています。皆さんは、これらの情報を正しく理解し、災害時の行動に繋げることができていますでしょうか？今回は、このような様々な情報について、洪水や土砂災害時を中心に少し整理してみたいと思います。

そもそも災害時の情報とは、大きく分けて、以下に示す①～③の3種類になります。

① 避難情報（市町村が発令）

住民が避難行動をとるために、市町村が発令する情報で、次の3種類があります。

避難情報	避難行動等
避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等の避難に時間を要する人は、危険な場所から避難を開始。 その他の人は、避難の準備を整え、状況に応じて自発的に避難。
避難勧告	速やかに危険な場所から避難所等の安全な避難先へ避難。 上記「水平避難」に危険が伴う場合は、自宅の2階以上など「垂直避難」含む。
避難指示（緊急）	災害が発生するおそれが極めて高い状況のため緊急に避難。（※必要に応じ発令）

なお、今年の大雨シーズンからは、避難情報の紛らわしさなどを解消するため、避難勧告を廃止して指示に一本化し、名称も改めて、「**高齢者等避難**」と「**避難指示**」の2種類による運用が始まる予定です。

② 防災気象情報（気象庁、河川・砂防部局等が発表）

主に気象庁が発表する情報ですが、市町村が発令判断の根拠とするものになります。また、住民避難のマインド作りの役割もあります。災害時によく耳にする「大雨特別警報」や「洪水警報」などが該当します。また、近年では、「洪水警報の危険度分布」（河川ごと）や「土砂災害に関するメッシュ情報」（土砂災害発生の危険度を5段階で表示）についても、気象庁のページで提供されています。

③ 警戒レベル（警戒レベル1～2：気象庁が発表／警戒レベル3～5：市町村が避難情報とセットで発令）

水害時の様々な情報発信による住民の誤解や理解不足等の教訓を踏まえ、令和元年6月より、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるように、5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることになりました。警戒レベルと他の2つの情報との一般的な関係を下表に示します。なお、避難情報は市町村が総合的に判断して発令するものですので、全国全て②が同じ関係になるとは限りません。

③警戒レベル	①避難情報等	②防災気象情報の例（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	—	早期注意情報
警戒レベル2	—	氾濫注意情報、洪水注意報、大雨注意報
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報、洪水警報、大雨警報（土砂災害）
警戒レベル4	避難勧告、避難指示（緊急）	氾濫危険情報、土砂災害警戒情報
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報、大雨特別警報

●私たちの避難行動

災害時に自身や家族の身を守るため、事前から上記の情報を理解しておくことはもちろんですが、いざという時に的確に行動するためには、平時から避難のシミュレーションをしておくことも重要です。市町村が公表している洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどを活用して、危険な場所を確認し、避難所など安全な避難先や避難ルートを決めておくようにしましょう。なお、詳細な情報については、気象庁の関連ページやお住いの市町村のホームページで確認するようにしてください。